

山形県農林水産部 農業農村整備事業委託業務等プロポーザル方式実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、農林水産部農村計画課及び農村整備課が所掌する「農業農村整備事業等」における調査、計画、測量、設計等の委託業務（以下「当該委託業務」という。）において、プロポーザル方式の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 プロポーザル方式とは、公募型又は指名型により技術提案書（以下「提案書」という。）の提出を求めて、目的達成に最適な者を契約の相手方として特定する方式をいう。

- 2 公募型とは、提案書の提出者を選定するため、手続きへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求め、提案資格があると認められる者から提案書の提出者を選定する方式をいう。
- 3 指名型とは、山形県建設工事等請負業者選定要領（平成6年5月12日付け、管第197号）第2条第1項及び第2項に基づき、業務経歴、技術者の配置状況等を勘案し、発注業務に関し十分な履行能力を有すると認められる者のなかから、提案書の提出者を5者程度選定する方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象業務は、設計金額が100万円を超える当該業務のうち、業務の内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務で、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月21日山形県訓令第49号）第4条による委託料の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）が必要と認めた業務とする。

- (1) 建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストなどの経済的検討と、工学的検討などを同時に行うなど、工学的知識のみならず経済、農業、環境、施策、実施方法等の多岐にわたる総合的な検討が必要な、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務。
- (2) 確立された調査方法、判断基準が無いなど、定型化・標準化された調査手法、基準等を持たない高度な知識と豊かな経験を必要とする業務。
- (3) 権利調整や関係機関との調整など、不確定な条件に対して高度な知識と豊かな経験を必要とする業務。
- (4) 生態系調査や景観調査など、実験解析又は特殊な観測・診断を要し、新規性やアイデア・センスが求められる業務。
- (5) 比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度な技術と豊かな経験を要

する大規模かつ重要構造物の設計業務。

- (6) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると契約担当者が認める業務。

(委員会の設置)

第4条 契約担当者は、前条の規定により委託業務等を発注しようとする場合は、別に定める農林水産部農業農村整備事業委託業務等コンサルタント特定審査委員会（以下「特定審査委員会」という。）で、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 提案書を特定するための評価基準の決定
 - (2) 公募型における提案書の提出者となるための参加資格の決定
 - (3) 指名型における提案書の提出を依頼する者の選定
 - (4) 提案書の特定
- 2 特定審査委員会に諮る資料は、提案書の特定に係る手続き及び提案書を特定するための評価基準を示した業務説明書（以下「説明書」という。）とする。
 - 3 特定審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(説明書の内容)

第5条 説明書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 提案書の提出者に要求される資格要件
- (3) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (4) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 提案書を特定するための評価基準
- (6) 不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (7) 契約書案、仕様書案
- (8) その他契約担当者が必要と認める事項

(提案書の提出者の選定)

第6条 提案書の提出を求める者の選定にあたっては、原則として山形県入札参加資格者名簿に登載されている者から選定するものとする。

- 2 公募型においては、特定審査委員会で提案書提出者となるための参加資格を設定し、参加表明書の提出者から参加資格に基づき、提案資格があると認められる者を契約担当者が選定を行い、選定通知書及び提案書の提出要請書を送付することにより、提案書の提出を依頼するものとする。
- 3 指名型においては、特定審査委員会で提案書の提出を求める者を選定し、提案書の提出要請書及び説明書を送付することにより、提案書の提出を依頼するものとする。

(参加表明書の提出)

第7条 契約担当者は公募型により、参加表明書の提出を求める場合には、「山形県電子閲覧システム」への掲載により次に掲げる事項と説明書を公告するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
 - (2) 提案書の提出者に要求される資格
 - (3) 提案書を特定するための評価基準
 - (4) 担当部局等
 - (5) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - (6) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
 - (7) 契約書作成の要否
 - (8) 関連情報を入手するための照会窓口
 - (9) その他契約担当者が必要と認める事項
- 2 参加表明書の受領期限は、原則として公告を開始した翌日から起算して7日とするものとする。
- 3 参加表明書による選定の結果、提案書の提出者が1者であっても追加要請は行わないものとする。

(参加表明書における非選定理由の説明)

第8条 契約担当者は、参加表明書を提出したもののうち選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を書面により通知するものとする。

- 2 前項による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、書面により説明を求めることができるものとする。
- 3 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- 4 前各号に掲げる事項については、公告において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項は第1項の通知においても明らかにするものとする。
- 5 第1項の通知は、選定通知と同時に行うものとする。
- 6 契約担当者は、第3項の回答内容を特定審査委員会に報告するものとする。

(指名型における意思表示)

第9条 指名型により提出要請書を受領した選定業者は、当該業務委託に係る提案書を提出するか否かを、速やかに、意思表示書を提出する事により明らかにしなければならない。

- 2 前項により、提案書の提出者が1者となった場合は、原則として追加要請を行うものとする。この場合、追加要請を行う選定業者についても、提案書の提出までの

標準日数を確保すること。

(提案書の特定)

第 10 条 契約担当者は、提出された提案書について、提案書を特定するための評価基準に基づき、特定審査委員会の審議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

2 契約担当者は、前項により特定した提案書の提出者に対して、提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

(非特定理由の説明)

第 11 条 契約担当者は、提案者のうち提案書を特定しなかった者に対して、提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、書面により説明を求めることができるものとする。

3 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、書面により回答するものとする。

4 前各号に掲げる事項については、提案書提出要請書において明らかにするとともに、第 2 項に掲げる事項は第 1 項の通知においても明らかにするものとする。

5 第 1 項の通知は、前条第 2 項の通知と同時に行うものとする。

6 契約担当者は、第 3 項の回答内容を特定審査委員会に報告するものとする。

(契約の締結)

第 12 条 契約担当者は、第 10 条第 1 項により特定した提案書の提出者と、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

(実施上の留意事項)

第 13 条 この要領に定めるもののほかプロポーザル方式の発注に必要な事項は、その都度定めるものとする。

2 提案書を提出する者が、他の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、提案書にその旨を明記させるものとする。

3 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

4 特定された提案書は返却しない。特定されなかった提案書は、提出者に返却するものとする。

5 提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

- 6 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 3 月 31 日付け、出経第 290 号）第 15 条の規定により、県土整備部長に通知を行うものとする。
- 7 特定された提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。
- 8 第 2 項から第 7 項までに掲げる事項については、提案書の提出要請書において明らかにするものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**山形県農林水産部 農業農村整備事業委託業務等
「コンサルタント特定審査委員会設置要領」**

(趣 旨)

第1条 本要領は、山形県農林水産部に設置する農業農村整備事業委託業務等に係るコンサルタント特定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 本庁農林水産部に本庁委員会を設置し、総合支庁産業経済部が設置した支庁委員会と連携を図る。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 山形県農林水産部農業農村整備事業委託業務等プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）第4条に関すること。
- (2) 実施要領第8条に基づく非選定理由の説明に関すること。
- (3) 実施要領第11条に基づく非特定理由の説明に関すること。
- (4) 実施要領の運用に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は、山形県農林水産部指名業者選定審査会設置要領（平成6年4月1日制定）に基づく本庁審査会（以下「審査会」という。）の構成員をもって構成する。

- 2 委員会の会長、副会長、及び審査員は、審査会の会長、副会長及び審査員を充てるものとする。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 審査員に事故あるときは、各課の主幹、課長補佐等その職務を補佐するものがその職務を代理することができる。

(検討部会)

第5条 委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査・検討するため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。
- 3 部会長は、審査対象業務を所掌する課長の職にある者とし、副部会長及び部員は、部会長の推薦により委員長が指定した職員とする。

(会 議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集する。

2 検討部会は、部会長が必要に応じて招集する。

3 委員会に諮る資料は、原則として検討部会長が作成する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林水産部の審査会担当課が行う。

(その他)

第8条 ここに定めのないもののほか、各委員会の運営に関して必要な事項は、それぞれの会長が別にこれを定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。